

## 令和5年度低所得者支援給付金 (DV等対象者)のご案内

- DV (ドメスティック・バイオレンス) 等で住所地※1以外に避難中※2の方も、低所得者支援給付金を受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たし、現在、寝屋川市にお住まいであれば、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※1 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※2 「DV等で住所地以外に避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

### 支給対象・給付金の支給額

①基準日(令和5年12月1日)において、寝屋川市に居住しており、

**令和5年度住民税均等割課税者(※1)を含み、所得割課税者を含まない世帯**

(※1)納税通知書等に記載されている所得割の金額が0円で均等割の5,300円(市民税3,500円、府民税1,800円)のみ課税(寝屋川市の場合)されている方です。

**1世帯当たり 10万円**

※ 住民税均等割が課されている他の親族等(DV加害者を除く)の扶養を受けている方のみで構成されている世帯の場合、今回の給付金は**対象外**です。

②令和5年度住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に扶養されている同一世帯の

**18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童**

**1人当たり 5万円**

※ 別世帯に扶養している生計が同一である児童及び令和5年12月2日から令和6年5月31日までに出生された児童も対象となります。

(令和6年5月中の出生により、申請期限までの申請に間に合わない場合はご相談ください。)

### 申請方法

**令和6年5月31日(金)(消印有効)までに申請書に記入の上、必要書類とともに提出してください。**

申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

【申請書配布先】  
市役所1階総合案内、保健福祉センター1階総合窓口、各シティ・ステーションなど



### 給付金の支給時期

申請書が提出された後、速やかに審査を行い、  
審査が決定次第、順次、振込日を個別にお知らせします。

※ 申請が集中する場合は、お時間をいただくことがあります。

**裏面に続きます。必ず確認してください。**

## 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類を用意して手続きしてください。  
不明な点は、下記支援給付金担当窓口にご相談してください。

**Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。  
私は給付金を受給できますか？**

A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件(DV避難中であることの証明、収入要件)を満たし、現在、寝屋川市にお住まいであれば、受給することができます。

### DV等避難中であることを明らかにできる書類の例

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

**Q 配偶者からDVを受け避難しています。  
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？**

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者と見なし、ご自身の収入が住民税非課税又は均等割のみ課税世帯相当である場合には受給できます。

**Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？**

A 現在のお住まいが寝屋川市の場合、下記支援給付金担当に連絡いただき、給付金の申請に必要な書類（対象により異なります。）に加え、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」を提出してください。

**！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)に連絡してください。



お問い合わせ先

寝屋川市低所得者支援給付金担当

〒572-0831 寝屋川市豊野町15番10号

寝屋川市役所別館 1階

 **072-800-4860**

受付時間：午前9時～午後5時30分(土日祝を除く)

対象①



対象②

